

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	4-2
許認可等の種類	身体障害者手帳の再交付			
根拠法令条例等・条項	身体障害者福祉法施行令第10条			
許認可等の概要	<p>都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で身体障害者福祉法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>※身体障害者手帳の交付に係る審査基準と同様</p> <p>・身体障害認定要綱 本県の身体障害認定については、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」(平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)及び「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて」(平成15年1月10日障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に沿った取扱いをするものとする。</p>			
基準の制定根拠	身体障害認定要綱(平成15年3月24日付14障第673号 長野県社会部長通知)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	身体障害認定基準の取扱いに関する疑義について (平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)			